



POLICE Information

あおり運転が法制化されました！

あおり運転

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪!! 免許取消!!

絶対ダメ

3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金! 更に免許取消し!

警察庁・都道府県警察



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

あおり運転をした場合

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の道路(※1)において、一定の行為(※2)を行って、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものを行った場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消し(欠格期間 2年)

※罰則や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転(著しい交通の危険)

危険が生じた場合

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し(欠格期間 1年)

※罰則や累積点数がある場合には最大10年

一定の道路 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の道路



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ドライブレコーダーをつけましょう!
- あおり運転を疑ったときは、車外に出ることなく110番を!

〈問い合わせ〉高森警察署 TEL0967 (62) 0110

なんども 南部分署

水の事故にご用心!!

これからの季節、海や川、プールなどで遊ぶ機会が多くなり、水の事故の発生が心配されます。今回は、水の事故で一番多い「おぼれた人を見つけたときの対応」について紹介します。

〇もしおぼれている人を見つけたら

- ①大きな声で周囲の人に知らせる。
 - ②119番通報し、救急車を呼ぶ。
 - ③場所(目撃物など)、今かけている電話の番号、おぼれている人の詳しい様子など。
- ※消防署からは、救急隊と救助隊(2隊の計3隊)が出動します。

- ④おぼれている人に声をかけ落ち着かせる。「もうすぐ救急隊、救助隊の人が来ます」など。
- ⑤身の回りがある水に浮くものを渡す(投げる)。浮き輪やペットボトル、竹など。

〇やっつけに行かない事

慌てて一人で助けに行かない。助けに行った人が、水の中で体の自由が利かなくなったために、一緒におぼれて死亡する事例が報告されています。

これらの事に気を付けて、楽しい夏休みの思い出を作ってください。



おぼれた時の合言葉「浮くし待て」



〈問い合わせ〉阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL(62)9034 火事・救急 119